

## 海洋生物資源の管理に関する法律（海洋資源法）

日付 2008年6月6日第37号法律  
省庁 産業及び漁業省  
最新改正 2015年6月19日第65号法律から2015年10月1日  
発行 2008年、小冊子6  
施行日 2009年1月1日  
改正 1983年6月3日第40号法律、1994年6月24日第34号法律  
公布 2008年6月6日 14時35分  
略称 海洋資源法

参考： 以前の法律 海水漁業法 1983年6月3日第40号

### 第1章 総則の規定

#### 第1条 目的

本法の目的は、海洋生物資源及びそれらに由来する遺伝物質における持続的かつ社会経済的な管理制度を確立することである。また、沿岸地域における就職率及び活動の確立に貢献することである。

#### 第2条 資源に関する権利

天然海洋生物の資源はノルウェーの社会の所有である。

#### 第3条 実際の適用範囲

本法はすべての漁獲、並びに海洋生物資源及びそれらに由来する遺伝素材のその他の利用に対して適用される。天然の海洋生物資源とは、魚類、常時若しくは一時的に海中に滞在する海洋性哺乳類、又は海中、海底上若しくは海底下にいるその他の海洋生物及び植物で、個人的に所有されていないものことである。ただし、本法は、サケ科及び淡水魚に関する法律（1992年5月15日第

47号) 第5条(a)で定義されている溯河サケ科の漁獲及びその利用に対しては適用されない。

漁獲及び他の利用が、本法の規定又は本法に基づいて定められた規定に従って行われることを確実なものとするため、本法は、漁獲及び漁獲物のその他の利用（積替え、納品、陸揚げ、受け取り、輸送、保管、清算及び販売等）に関連するその他の活動にも適用される。

第11章及び第12章と比較し、第5章における規定は、それらの活動が漁獲又は海洋生物資源及びそれらに由来する遺伝素材のその他の利用に影響を与える場合、上記の活動以外の活動にも適用される。

#### **第4条 適用領域**

本法は、ノルウェーの船、ヤン・マイエン及びスヴァールバルを除くノルウェーの陸域、ノルウェーの領海及び内水、ノルウェーの沿岸地域、並びにノルウェーの経済領域に関する法律（1976年12月17日第91号）に基づいて定められた各地域において適用される。

国王は本法の全部又は一部が、ヤン・マイエン、スヴァールバル、ブーベ島、ピョートルー世島、クイーンモードランドに適用されることを決定することができる。

第1及び第2段落に記述されている地域以外について、本法は、他国の管轄と対立しない限り、ノルウェーの法人及び第5条第2段落が適用される者に適用される。

#### **第5条 個人への適用範囲**

本法は、本法の定める領域内に住むすべての者に適用される。ただし、ノルウェーの経済領域に関する法律（1976年12月17日第91号）第1条及び第5条に基づいて定められた領域においては、本法の規定に該当する規定がある場合にのみ、外国の自然人及び法人に適用される。

国家間の合意がある場合、本法は、当該国の管轄区域の外の領域にいる外国の自然人及び法人に対して適用される。そのような領域において、本法は国籍のない船舶及びそのような船舶に類する船舶にも適用される。

## 第6条 国際法との関連性

本法は、国際的合意及びその他の国際法に由来するあらゆる規定の対象に対して適用される。

## 第7条 管理原則及び基本的な監視

省庁は、海洋生物資源の持続可能な管理のためにどのような管理対策が必要かを判断しなければならない。

海洋生物及びそれらに由来する遺伝素材の管理において、以下を重視しなければならない：

- a) 国際協定及びガイドラインに沿った予防的アプローチ、
- b) 生息環境及び生物多様性の双方を考慮した生態系ベースのアプローチ、
- c) 漁獲及び資源のその他の利用の効果的な管理、
- d) 沿岸地域における就職率及び活動率を上げることに貢献ができる、目的にあった資源配分、
- e) 海洋における有用性の構築、市場及び産業に適用されている資源の最適な利用、
- f) 海洋生物資源に対する悪影響を軽減するように考慮されている、漁獲手法及びツールが使われていることの確保、
- g) 管理措置がサーミ人の文化の物理的な基盤の維持を助けることの確保。

- o) 2009年6月19日第100号の法律における改正（施行日：2011年2月1日、2011年1月1日第10号の法律に基づき）、2013年5月31日第24号の法律（施行日：2014年1月1日、2013年5月31日第540号の法律に基づき）

## 第8条 規制委員会

省庁は、本法に基づく規定が確定する前に説明をする規制委員会を任命することができる。その省庁は規制委員会の構成及び任務内容について規定することができる。利害関係のある組織は規制委員会に参加しなければならない。

規制委員会が第 11 条から第 13 条又は第 16 条に基づいて定められた規定に関する意見を行った場合、行政事務における執行方法に関する法律（1967 年 2 月 10 日）（管理法）第 37 条の規定に基づくヒアリングは必要ない。

## 第 8 a 条 各県の権限

省庁は、事業分野における個別の領域において決定を行う権能を規定によって各県に与えることができ、この権限に関する詳細規則を規定することもできる。各県が決定権を与えられている案件についての不服申し立て機関は水産部である。

## 第 8 b 条 フォルド漁業委員会

省庁はフィンマルク、トロムス及びノルドランドにおいてフォルド漁業委員会設置することができる。サーミ議会及び上記の 3 県は、委員会の委員を任命する権利がある。省庁は、フォルド漁業委員会の構成及び任務についてより詳細な規則を定めることができる。

0) 2012 年 9 月 21 日第 66 号の法律（施行日：2013 年 1 月 1 日、2012 年 9 月 21 日第 913 号の法律に基づき）

## 第 2 章 海洋生物資源調査

### 第 9 条 海洋生物資源調査の実施

国王は、海洋生物資源調査との関連において、海における試料採取及び調査をするためには省庁からの許可が必要とする決定を行うことができる。

本法における海洋生物資源調査に関する規定は他の定めがあるまで有効である。

国王は、海洋生物資源調査に関する規定を決定することができる；例えば、本法の規定又は本法に基づいて定められた規定に対する例外、申請の際に必要な情報、及び他の条件に関する詳細規則を決めることができる。

### 第 10 条 海洋遺伝資源の利用による利益

第 9 条に基づいて出された許可は、ノルウェーの海洋遺伝資源の利用がもたらす利益の一部は国家に帰属する、と規定することができる。

第9条に基づいて出された許可は、遺伝素材及びバイオプロスペクティング活動の成果物は、国の同意、及び必要な場合には国に対する支払がなければ、第三者へ譲渡してはならない、と定めることができる。

国王は、第9条に基づいて出された許可を取得しないまま海洋遺伝資源調査の実施又は遺伝素材の利用があった場合、第1段落に記述されている利益の一部を国に譲渡することを規定することができる。

(中略)

## **第11章 強制罰金及び違反行為**

### **第58条 強制罰金**

本法の又は本法に基づいて定められた規定の遵守を確実なものとするため、強制的に罰金を科すことができる。

科せられた罰金の納付期限が過ぎた場合、通常罰金が強制罰金になる。

省庁は特別な場合において、発生している罰金を減額又は取り止めることができる。

省庁は、強制罰金の金額設定、徴収及び納付期間に関してさらに詳細な規定を定めることができる。納付期間内に強制罰金の納付がない場合のための利息及びその他の延滞金に関する規定を定めることもできる。

強制罰金は最終的な漁獲の受け取りの取引の際に、漁業協会を通して徴収することができる。

0) 2013年5月31日第24号の法律による改正（施行日：2014年1月1日、2013年5月31日第540号の法律に基づき）

### **第59条 違反行為**

故意又は過失により、本法の規定又は本法に基づいて定められた規定に違反する者に対し、省庁は違反行為による罰金を命ずることができる。本法に基づいて定められた規定に対する違反は、規定からその行為は違法であることが明確である場合のみ、違法行為として罰することは可能である。

企業の代理として動いている者が本法の規定又は本法に基づいて定められた規定に対して違反した場合は、当該企業が違法行為の処罰の対象となる可能性がある。ただし、個人は罰則の対象にはなりえない。

違反に対する罰金は一定の金額を支払うか、その都度、額を決めることができる。金額の設定の際は、違反が重大か、案件の取り扱いや処理が余分な費用をもたらしたか、違反をした者が違反の際に得た利益又は可能性のあった利益等が考慮の対象となりうる。

省庁は規定により、違反の罰金が納付期限までに納付されていない場合の利息及び延滞金に関する規定及び違反金に関する詳細を定めることができる。

違反金に関する最終的な決定は、強制執行手続によって執行可能である。違反金は漁獲物の受け取りの際に、漁業協会を通して受け取ることが可能である。罰金の金額は裁判で決定することもできる。

0) 2013年5月31日第24号の法律による改正（施行日：2014年1月1日、2013年5月31日第540号の法律に基づき）

## 第12章 刑事責任

### 第60条 規制規定に対する違反

故意又は過失により、第9条、第10条又は第11条の第3及び第4段落、並びに第12条から第14条の定める規定又はそれらの条項に基づいて定められた規定に対して違反した場合は、その状況がより厳しい罰則規定にあたらぬのであれば、罰金又は1年以下の自由刑に処す。

### 第61条 漁業の実施及び漁業現場におけるきまりに対する違反

故意又は過失により第15条、第16条第2段落及び第18条、並びに第24条の定める規定又はそれらの条項に基づいて定められた規定に対して違反した者

は、罰金又はその状況がより厳しい罰則規定にあたらぬ場合は、1年以下の自由刑に処される。

## 第 62 条 管理を容易にする目的とする規則に対する違反

故意又は過失により第 34 条、第 36 条から第 42 条の定める規定又はそれらの条項に基づいて定められた規定に対する違反をした者は、罰金又はその状況がより厳しい罰則規定に該当しないのであれば、1年以下の自由刑に処される。

## 第 63 条 管理及び実行の規則に対する違反

故意又は過失により第 45 条、第 46 条第 1 段落から第 5 段落、第 48 条第 2 段落から第 4 段落、及び第 50 条から第 53 条の定める規定、又はそれらの条項に基づいて定められた規定に対して違反した者は、罰金又はその状況がより厳しい罰則規定に該当しないのであれば、1年以下の自由刑に処される。

## 第 64 条 罰則に関する一般的な規定

重大な過失又は故意に行った違反は、6年以下の自由刑を受ける可能性がある。違反故意が重大かどうかの判断をする際、違反行為による経済的な価値又は潜在的な経済的価値が大きいか、違反行為は一定期間にわたって体系的に行われたか、違反行為は境界線を越えているか、違反行為は組織の中の一環として行われたかの点を考慮して判断しなければならない。

第 60 条から第 63 条に基づき、船舶の乗組員の何れかが行った行為に対して船長が刑事責任を問われる可能性がある場合、部下は故意に規定に違反した場合にのみ罰せられることがある。部下の罰則に関する判断をする場合は、特に罰則をすることに予防効果があるか、違反行為の重大さ、及び本人が違反行為から利益を得たか、得る可能性があったか、を考慮して判断しなければならない。

外国の船舶が第 60 条から第 63 条における規定に対して、領海の外で違反行為をした場合、自由刑を科すことはできない。罰金が納付されない場合、罰金の代わりに自由刑を科すことはできない。ただし、当該国との合意がある場合、又は当該船舶が無国籍船の場合は自由刑を科すことは可能である。

船長は、(違反行為の<sup>※環境省註</sup>) 依頼者に代わって罰金を科せられることがある。

さらに、依頼者は船長に対し提起された事案に関して罰せられることがある。

- 0) 2013年5月31日第24号の法律による改正（施行日：2014年1月1日、2013年5月31日第540号の法律に基づき）、2015年6月19日第65号の法律（施行日：2015年10月1日）

## 第65条 取り消し

第60条から第63条に記述されている規定に違反した場合は、漁獲物が押収されることがある。同様に、違反の際に使用されていた道具、物、資産、設備又は船舶も押収されることがある。所有者が誰であるかによらず、これは適用される。物理的な物に代わり、違反者、その依頼者、又は所有者から金銭の全額又は一部を徴収することができる。

押収された物における先取持権及びその他の権利の一部又は全部が取り消しとなる。刑法第74条における規定は他の定めがない限り有効である。

合法及び違法の漁獲物が混ざっている場合は、すべての漁獲物が押収される可能性がある。

- 0) 2015年6月19日、第65号の法律による改正（施行日、2015年10月1日）

## 第13章 一般規定及び実施

### 第66条 海洋研究及び実践的な道具実験

海洋研究又は漁獲ツール、漁獲手法等の開発のための実用的な実験の場合、漁業委員会は、本法の規定若しくは本法に基づいて定められた規定、又はその他の漁業法令から例外を許可することができる。本法のその他の規定は有効である。

省庁は、海洋研究及び漁業ツール、漁獲手法等の開発に関する定義を定めることができる。

### 第67条 規定

省庁は、本法を実施するための規定を定めることができる。本法に基づいて定めらる規定は、以下の区分において定めることができる：

- a) 船種及び漁具の種類
- b) 地域、種類（生物の種類）又は季節（月、期間）
- c) 事業の種類

## 第 68 条 海水漁業法における規定

海水漁業における法律（1983 年 6 月 3 日第 40 号）（海水漁業法）又は一次購入者としての登録に関する法律（1994 年 6 月 24 日第 34 号）に基づいて定められた規定は、本法が施行された後でも有効である。しかし、本法に基づいて定められた規定は、明らかにそれが必要だと明記された場合、これらの法律（上記）に基づく規定を取り消すことができる。

## 第 69 条 施行

本法は国王が決定した日から有効である<sup>1)</sup>。それと同時に、海水漁業に関する法律（1983 年 6 月 3 日第 40 号）は適用される。国王は、個々の規定に対して異なった時期に施行命令をすることができ、同様に、海水漁業法における個々の規定を異なった時期に無効にすることもできる。第 38 条が有効となった日から、主に生の魚類等における第一購入者の登録に関する法律（1994 年 6 月 24 日第 34 号）は無効となる。

1. 2009 年 1 月 1 月から、2008 年 12 月 12 日第 1355 号の法律に基づき

## 第 70 条 他の法律における改正

本法が施行された日以降、他の法律において以下の点に変更される：